

開発行為の目的及び規模による技術基準（法第33条第1項各号）の適用区分

技術基準	開発行為の目的		建築物		第一種特定工作物		第二種特定工作物	
	その他	自己用	その他	自己用	その他	自己用	その他	自己用
1号 用途地域等への適合	○	○	○	○	○	○	○	○
2号 道路、公園等の空地	○	居住用 × 業務用 ○	○	○	○	○	○	○
3号 排水施設	○	○	○	○	○	○	○	○
4号 給水施設	○	居住用 × 業務用 ○	○	○	○	○	○	○
5号 地区計画等への適合	○	○	○	○	○	○	○	○
6号 公共公益施設	○	○	○	○	○	○	○	○
7号 地盤の安全等	○	○	○	○	○	○	○	○
8号 開発不適地の除外	○	×	○	×	○	×	○	×
9号 樹木・表土の保全 (1ha以上)	○	○	○	○	○	○	○	○
10号 緩衝帯 (1ha以上)	○	○	○	○	○	○	○	○
11号 輸送の便 (40ha以上)	○	○	○	○	○	○	○	○
12号 申請者の資力・信用	○	居住用(×) 業務用小(×) 業務用大○	○	業務用小(×) 業務用大○	○	業務用小(×) 業務用大○	○	業務用小(×) 業務用大○
13号 工事施行者の能力	○	居住用(×) 業務用小(×) 業務用大○	○	業務用小(×) 業務用大○	○	業務用小(×) 業務用大○	○	業務用小(×) 業務用大○
14号 権利者の同意	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 業務用大とは規模が1ha以上、業務用小とは規模が1ha未満

12号（申請者の資力・信用）、13号（工事施行者の能力）については、宅地造成等規制法の改正（令和5年6月26日施行）に伴い適用拡大（自己居住用又は1ha未満の自己業務用であっても適用対象）